

# 平成 21 年度事業計画

## < 一 般 会 計 >

### 第 1 乗用馬等の生産育成振興事業

#### 1. 乗用馬等の生産育成指導事業

##### (1) 生産育成指導管理

乗用馬の生産育成を指導・促進するため、本会に指導技術者及び事務員各 1 名を置く。

##### (2) 乗用馬の生産育成促進指導

乗用馬の生産育成を促進するため、次の事業を行う。

- ① 北海道地区及び岩手県遠野地区の乗用馬生産農家の組織強化と乗用馬生産基盤の強化を図るため、乗用馬の計画的生産の促進、現地に適した生産体制について検討会を行う。

また、2 地区で開催される乗用馬市場のせり名簿の作成について助言、協力し、作成経費を助成する。

- ② 乗用馬生産地域に会有乗用種雄馬を配置し、その利用促進を図る。

- ③ 生産地等において優良な血統の雌馬を購入し、生産地に配置する。

#### 2. 日本在来馬の保存活用推進事業

##### (1) 連絡調整事務

日本在来馬の保存活用に係る各馬種団体の保存活動の円滑な運営と活性化を図るため、馬種ごとに保存活用会議を開催するとともに連絡調整事務を行う。

##### (2) 日本在来馬の保存登録

日本在来馬の保存のため、北海道和種、木曾馬、野間馬、対州馬及び宮古馬について登録を行う。また、与那国馬については、引き続き登録体制の整備を図る。

#### 3. 馬事振興対策事業

- ① 日本在来馬の登録要件の「原産地で」という考え方等についての検討会を開催し、その検討結果を踏まえて、登録要件について所要の改正を行う。

- ② 日本中央競馬会及び馬事関係団体が連携して取り組むべき馬事振興策について検討を行うため連絡協議会を開催する。

### 第 2 農用馬等の生産振興事業

#### 1. 農用種雄馬の整備事業

農用馬の資質の向上と増産を図るため、農用種雄馬の整備と生産地への適正配置を行う。

##### (1) 種雄馬の借受・配置（転貸）

十勝牧場で生産育成された純粋種を借り受け、主要生産地に配置する。

##### (2) 種雄馬の購買配置

ばんえい競馬で優秀な成績を残した競走馬の中から候補種雄馬を購入し、主要生産地に配置する。

## 2. 種馬登録事業

軽種馬以外の馬の改良増殖を図るとともに、ばんえい競馬の公正確保に寄与するため、北海道においては輓系馬、乗系馬及び小格馬、岩手県においては輓系馬及び乗系馬、青森、島根、長崎、熊本、宮崎の各県においては輓系馬を主体に登録を行う。また、その他の地域においても随時登録を行う。

### (1) 登録事務の推進

種馬登録事務の適正かつ円滑な実施を図るため、本部及び北海道事務所に技術者、事務員を配置して登録事務に当たるほか、各支部及び関係団体の協力を得て登録事務の推進を図る。

#### ① 登録審査委員

登録審査委員については、人事異動等必要に応じ、本会役職員、学識経験者、関係団体の役職員のうちから適任者を委嘱（任命）する。

#### ② 登録審査委員の研究会

登録審査を厳正に実施するため、登録審査委員を対象に登録実務研究会を開催し、審査技術の向上を図る。

### (2) 登録審査

登録申込みのあった馬については、実馬及び関係書類を審査して登録を行う。

[登録見込頭数]

区 分	輓 系 馬	乗 系 馬	小 格 馬	在 来 馬	計
血 統 登 録	1,915	193	296	182	2,586
繁 殖 登 録	288	59	123	64	534
個 体 識 別 等	—	10	2	—	12
計	2,203	262	421	246	3,132

(注) 小格馬に在来馬は含まない。

### (3) 登録証明書の発行等

登録した馬については、種馬登録証明書を交付するとともに、登録情報をインターネットで開示する。

### (4) 品種判定委員会等の開催

登録に関する技術的又は専門的重要事項を検討するため、必要に応じて品種判定委員会等専門委員会を開催する。

## 3. 馬事生産推進事業

### (1) 優良種雄馬の適正配置

#### ① 種雄馬の配置協議会

家畜改良センターから借り受けた種雄馬の適正配置を行うため、十勝牧場において配置希望団体の参集を得て配置協議会を開催する。

#### ② 種雄馬管理指導

ア 本会配置種雄馬の管理を適正に行うため、本会職員及び支部職員が巡回して、管理状況の把握と管理指導を行う。

イ 交配種雄馬選定の参考に資するほか、配置転換及び登録審査の参考資料とするため、本会所有種雄馬のほか、家畜改良センターや民間所有の農用馬、乗用馬、ポニー等の種雄馬を網羅した種雄馬名簿を作成し、関係者に配布する。

## (2) 農用馬生産振興推進

### ① 農用馬生産振興推進協議会

全国の農用馬生産地を3ブロック（北海道、東北、九州）に分け、各ブロックにおいてブロック会議を開催することとし、それぞれの地域の実態に即した生産振興策を検討する。

### ② 優良農用馬生産者表彰

農用馬生産者の生産意欲を増進するため、優良農用馬（ばんえい競馬の重賞競走の中で生産の指標となる基幹2競走の出走馬）を生産した生産者の表彰を行う。

### ③ 生産技術指導

農用馬の生産を促進するため、技術者及び飼養者を対象とした技術講習会等を開催した団体に指導奨励金を交付する。

## (3) 優良農用馬資源確保緊急特別対策

ばんえい競馬の競走馬資源を確保するため、競馬番組で定める重賞・特別競走・2歳馬競走の優勝馬等の生産者に対して、ばんえい競馬主催者が生産賞を授与する事業に対して助成金を交付する。

## 第3 馬事畜産普及啓発等対策事業

### 1. 馬事振興検討会

第1の3に同じ

### 2. 普及啓発

ホームページを逐次更新し、各種馬事知識の普及啓発や農用馬等に関する情報提供を行う。

## 第4 家畜改良データベースへのデータの提供

(社)家畜改良事業団が行う家畜改良データベースに馬登録データの入力を行い、血統登録データの活用による近交係数、血量計算等の情報提供を行う。

## 第5 褒賞の実施

農用馬の生産振興を図るため、地域で行われる馬の共進会の優秀馬、ばんえい競走の重賞競走勝馬、全国装蹄競技大会優勝者等に対する褒賞を行う。

## 第6 その他庶務的事項

### 1. 広報

「馬事協会便り」を発行するほか、ホームページを活用して広報活動の充実を図る。

## 2. 事務体制の強化

支部、事務委託団体及び関係機関と一層の連携を図り、事務体制を強化する。また、公益社団の認定を受けるための準備を進めるとともに、必要に応じて委員会を設け、所要の検討を行う。

## 3. 会議等の開催

当協会の事業運営について審議・協議するため、総会、理事会等を適宜開催する。

## < 特別会計 >

### 第1 馬事普及啓蒙推進事業

#### 1. 馬事普及啓蒙推進事業

我が国の馬事知識の普及及び馬の利用促進を図るため、次の事業を行う。

##### (1) 馬事普及特別対策事業

地方競馬主催者及び畜産関係団体等が実施する馬事普及を図るための畜産フェア、農業祭等の開催経費の助成を行う。

##### (2) 馬事思想普及用機材の貸付事業

畜産団体等が行うホースイベント等に展示用のパネルを貸し出すとともに、配布用のブックレットを提供し、馬事思想の普及向上を図る。

##### (3) 馬事普及関係資料収集分析機器設置事業

電算機を利用して馬の登録情報等を集積・管理し、各種情報を関係者に提供する。

#### 2. 農用馬生産振興特別支援対策事業

農用馬の生産の振興を図り、もって我が国の畜産振興に資するため、地方競馬全国協会の補助を受けて、次の事業を行う。

##### (1) 優良農用馬生産振興対策事業

農用馬生産地域の生産集団等が行う生産技術調査・研究開発等に対し支援する。

##### (2) 農用馬生産振興等緊急特別対策事業

家畜法定伝染病等の蔓延防止対策等、農用馬生産振興に関する緊急的事項に対応する。

##### (3) 農用馬生産者知識啓発事業

生産者団体等が行う農用馬の牽引力の改善を図るためのイベントに対し支援する。

##### (4) 優良農用馬生産者表彰事業

農用馬の生産意欲を喚起し、農用馬資源の安定確保に資するため、優良農用馬生産者を表彰する。

### 第2 日本在来馬種保存事業

日本在来馬種保存のため、次の事業を行う。

1. 日本在来馬種の保存に必要な飼育管理費、保存活用研究費、施設等整備費をそれぞれの保存会に助成する。

2. 保存会関係者の飼養管理技術の向上を図るため専門家を派遣するとともに、保存・利活用を推進する。

3. 絶滅が危惧される3馬種（対州馬、宮古馬、与那国馬）については、馬種ごとに必要な施策（施設整備、繁殖技術指導、登録）を行う。

### 第3 馬生産技術向上推進事業

馬の生産技術の向上と新たな担い手を確保するため、次の事業を行う。

1. 馬生産技術者の減少により、生産・衛生管理等の伝承が困難になってきていることに鑑み、中堅技術者等に対する技術移転研修会を開催する。
2. 馬の凍結精液による人工授精の普及を図るため、馬人工授精師養成講習会を開催するほか、主産地における人工授精実施体制の整備（器具器材の導入支援）を行う。
3. 海外における馬凍結精液の利用の実態を調査すると同時に、優良凍結精液の輸入を行う。
4. 新たな担い手を確保するため、馬事知識啓発公開セミナーを開催する。

#### 第4 馬繁殖技術向上対策事業

馬の凍結精液による人工授精の普及率の向上を図るため、次の事業を行う。

1. 馬の人工授精の普及率を向上させるため、馬の凍結精液製造過程における精子活力の低下要因である精液濃縮法についての技術開発を行う。
2. 昨年度、実務者を海外に派遣し、擬牝台を活用した採精技術習得のための研修をさせたところであるが、当該研修修了者をして擬牝台による採精が可能となる種雄馬の調教を行う。

#### 第5 アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業（新規：公募事業）

国際的なアニマルウェルフェア（家畜の快適性に配慮した飼養管理）への取組みの進展に対応し、畜種ごとにアニマルウェルフェアに基づく飼養管理ガイドラインを策定することの重要性が指摘されている。馬についても科学的知見に基づいた飼養管理指針の策定、普及啓発等を行い、飼養管理の改善を図るとともに、新たな国際基準として確立されつつあるアニマルウェルフェアへの的確な対応を図る。

このため、（財）全国競馬・畜産振興会の助成を受けて、次の事業を行う。

1. 事業推進委員会開催等事業（平成 21～23 年度）

事業の総合的な実施方針等の検討を行うとともに、専門委員会及び科学的知見専門部会を開催し、アニマルウェルフェアに基づく飼養管理指針の策定及びアニマルウェルフェア普及啓発推進について検討を行う。
2. アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業（平成 21～22 年度）
  - (1) 国内外の情報の収集・分析（平成 21 年度）
  - (2) 飼養管理方法に関する実態調査（平成 21 年度）
  - (3) 飼養管理方法に関する比較調査（平成 22 年度）
  - (4) 飼養管理指針の策定（平成 22 年度事業）
3. アニマルウェルフェア普及啓発推進事業（平成 23 年度）
  - (1) 普及啓発セミナーの開催
  - (2) 現地勉強会の開催
  - (3) 普及啓発冊子の作成・配布